

令和7年度一般財団法人愛媛県教職員互助会 事業一覧

1 給付事業 (注) 給付金の請求期限は、給付事由が生じた日から3年間(3年以内に互助会に請求)

種類	給付額	備考
療養費補助金	医療費等の自己負担額から3,000円を控除して得た額から100円未満切捨て、2,000円を上限として支給	会員又は扶養家族が病気又は負傷したとき
死亡弔慰金	ア 会員 30万円 イ 配偶者 5万円 ウ 扶養家族(配偶者を除く) 3万円 エ 被扶養者以外の父母及び子(養父母を含み配偶者の父母を除く) 3万円	死亡したとき
災害見舞金	5万円～50万円	住居、家財の災害の程度に応じて
結婚祝金	5万円	会員が結婚入籍したとき ※会員期間を通じて1回 ※夫婦とも会員の場合は双方に支給
銀婚祝金	2万円	結婚入籍25年を迎えたとき
出産祝金	2万円	会員又は配偶者が出産したとき ※生児1人につき2万円 ※夫婦とも会員の場合は双方に支給
育児休業支援金	ア 育児休業の期間が1か月を超える場合、又は複数回休業した同期間の休業日数(土日を除く)の合計が22日を超える場合 2万円	令和7年4月1日以降に出生した子にかかる育児休業を連続5日以上取得した会員 ※一子につき1回限り
	イ 上記ア以外の場合(連続5日以上) 1万円	
入院見舞金	ア 会員(入院して5日目より支給) 1日 1,000円 イ 扶養家族(入院して5日目より支給) 1日 500円	会員又は扶養家族が入院したとき ※休職中の場合は1日目から支給
療養見舞金	1月 1万円	休職して自宅療養しているとき ※月途中の休職や入院期間がある場合は日割り計算
退職慰労金	掛金総額の40% (会員が在会期間を通じて結婚することなく、かつ扶養家族を有しない場合は掛金総額の60%) ※但し、平成18年度までは掛金総額の60%の額で算出。(同上の場合80%) 任期付職員の場合は掛金総額の20%(一律)	★ <u>在会1年以上かつ下記項目に該当する</u> 会員が請求の対象 ・退職、若しくは死亡したとき ・知事部局、国立、市町等に転出したとき ・正規職員⇔任期付職員に切り替わるとき

○令和7年度の療養費補助金の支給日は4/10(木)、9/10(水)、3/10(火)の3回

○育児休業支援金の給付は毎月10日締めで毎月25日に登録口座に送金

○その他の給付は毎月20日締めで月末の前日、登録口座に送金

2 福祉事業

種 類	実 施 内 容
人間ドック (県) (共)	人間ドックを実施する
退職準備セミナー (県) (共)	年度末退職予定者を対象にセミナーを実施する
法律相談	顧問弁護士による悩みごと相談を法律事務所への訪問または電話で30分間無料で行う (婚姻、相続、金銭貸借等に関する法律相談) ※互助会を通じた事前予約が必要です
メンタルヘルスセミナー (共)	メンタルヘルスセミナーを実施する
リフレッシュ海外旅行助成	会員1人あたり1万円を助成する (年度1回) ※ <u>松山空港発着の国際便を往復利用</u> で海外旅行 (公務出張は除く) をした場合に限る
インフルエンザ予防接種補助 (共)	<u>補助対象接種期間 (令和7年10月1日～令和8年1月31日)</u> にインフルエンザの予防接種を受けた場合2,000円を上限に補助する (年度1回)

(注) 1 (県) は愛媛県教育委員会、(共) は公立学校共済組合愛媛支部と共催で実施する事業

2 リフレッシュ海外旅行助成金は、毎月月末締めで翌月の中旬に登録口座に送金

3 インフルエンザ予防接種補助金は、月末締めで翌月の中旬に登録口座に送金

3 貸付事業

種 類	対 象	貸付限度額	備 考	
一般貸付	生活資金貸付	会員の臨時の資金	100万円	
	教育資金貸付	会員又はその子若しくは弟妹	200万円	月利 0.07% 在会 6 か月以上の会員 (例外あり)
	自動車資金貸付	会員又はその子若しくは弟妹が使用する自動車 (自動二輪車を含む。)	200万円	※一般貸付については借替えを行うことができる。ただし既貸付けの償還回数が 24 回以上の場合に限る
	結婚資金貸付	会員の結婚若しくは会員の子又は弟妹の結婚 (2人まで各 1 口)	100万円	
特別貸付	住宅取得貸付	住宅の新築、購入又は増改築 宅地の取得	150万円	月利 0.07% 在会 15 年以上の会員
	災害復旧貸付	住居の大規模修繕 住居の新築又は購入	150万円	月利 0.07% 災害見舞金の給付を受けた、 在会 5 年以上の会員
通勤定期購入資金貸付	通勤定期の購入		通勤定期購入に係る手当総額	

(注) 1 任期付職員の場合は貸付限度額、償還回数に制約がありますので、ホームページで確認してください
(<http://www.himego.join-us.jp/>)

2 通勤定期購入資金貸付以外の貸付は毎月 15 日締めで、月末に登録口座に貸付金を送金

3 無給休職中及び育児休職中等で給料を受けていない会員は、互助会が加入している貸付保険の適用が受けられないため、新規の貸付はできません

<貸付償還について>

- ・貸付日(月末)から1か月据え置き、翌々月から毎月元利均等額を償還してください。(県費の会員は毎月の給料から控除)
- ・一括(一部)繰り上げ償還金の払込みを行う場合は貸付金繰上申請書を提出してください。
- ・退職又は異動等で会員の資格を喪失(退会)したときは、ただちに未償還元利金を償還してください。
- ・貸付金の利率が変動した場合、新規貸付だけではなく償還中の既貸付金も適用となります。
- ・通勤定期購入資金貸付の償還は、通勤手当から一括控除します。